

一人の人間として個人を尊重すること

大崎市男女共同参画推進審議会委員
鈴木美恵子さん



●鈴木美恵子さん
鹿島台地域在住。県子育てサポーターリーダー、日本ボイスカ
ンパ宮城県連盟東部地区副コミッショナーとしても活動中。

はじめは、男女共同のことを全然わからなくて「何だろう」という気持ちで参加していました。「男女」とついていてるだけで、余計に嫌悪感や違和感を抱いてしまいがちですが、審議会会長で東北学院大学准教授の三條秀夫先生から「一人ひとりが人間として大切にされること」という根本的な考え方を聞いて「そうなんだ」と素直に受け入れられるようになりました。

「男が「女が」ではなくて「一人の人間として」ということが大切なのだと思います。

そんな当たり前のことが、昨今では、殺伐とした事件が社会現象のように取りざたされたりする世の中になってしまったことで、あらためて「人の命の大切さ」を声を上げて言わなければいけなくなっただけではないでしょうか。

と、命の尊さを身近に感じるものが少なくなっただけでなく、子どもたちには命の大切さを分かってほしい。自分の命が誕生してくるまでに、親の命があり、おじいさん、おばあさんの命があり、何代前の人が一人でもいないと自分は生まれていない、それほど命とはかけがえのないものだということを知ってもらいたい。自分の命を大切にできなければ他人の命も大切に出来ないです。ね。

基本計画の中には、たくさん目標値が設定されていますが、あまりに範囲が広く多岐に及ぶので、これからの大変だと思えます。本場に浸透させていこうとするなら、行政も、自分の仕事に関係ないと思わないで、自分たちに何が出来るとかを率先して考え

るくらいの気持ちでないと広がってはいかないです。ね。そうして、地域でも市民の中の考え方につながっていくのではないのでしょうか。こういう考えが大崎にあるというのを、市民の一人として伝えていければと思います。

Plan

大崎市男女共同参画推進基本計画（抜粋）

この計画は、平成二十一年度から平成二十五年までの五か年間で次の基本的施策を中心に展開します。

基本的施策①
市民および事業者の理解を深めるための施策

人権や男女共同参画、性別役割分担の解消や平等意識の浸透を図るために各種啓発活動を積極的に展開します。
（おおさき男女共同参画推進ニュース「With」の発行、女性の再雇用情報の提供など）

基本的施策②
学校教育および社会教育において理解を深めるための施策

次世代を担う子どもたちに対して、学校教育やその他のあらゆる教育の場を通じて、人権や性、男女共同参画の意義を理解してもらえようように学習の機会を積極的に提供します。（人権尊重教育の推進・父親の家庭教育への参画を進める事業など）

基本的施策③
性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

女性に対する暴力等を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進します。（市民と協働によるシエラターの運営、社会的・文化的性差別ジェンダーの理解を深める学習会など）

基本的施策④
生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

各年代層に対応した性と生殖に関する正しい知識の普及および生涯に及ぶ女性の健康保持のための施策を展開します。（人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」について学習の機会を積極的に提供など）

基本的施策⑤
就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

女性が就業その他の社会活動に参画することは、女性自身の個人の尊厳にかかわることとして意義があり、雇用の分野、農業、自営業の分野で、それが実現されるよう環境整備に関する施策を積極的に展開します。

また、女性が政策や方針決定部門に男性と対等に参画できるように、環境整備のための施策を積極的に展開します。（パートタイム、派遣労働者等の労働環境の改善啓発など）

基本的施策⑥
家庭生活における活動および社会活動の両立支援に関する施策

男女の性別役割分担意識の解消を図ることをはじめ、男女が共に家庭生活における活動と社会的活動とを両立することができるよう、各種の施策を積極的に展開します。

また、高齢者・障害者等の自立を促すような支援の施策を展開します。（育児・介護休業制度を事業主および労働者へ啓発など）

基本的施策⑦
男女共同参画の推進に関する調査および研究

男女共同参画社会の実現を阻む現実的要因を探るため、男女共同参画社会の実現を推進するための施策を展開するために、各種の調査・研究を実施します。（市民意識調査の実施など）

大崎市男女共同参画

推進基本条例

平成二十年三月七日制定

前文

私たちは、子どもや高齢者などの年代、男女の性別、病气若しくは障害の有無又は社会的立場により評価されるのではなく、一人の人間として尊ばれ、自分の意思で生き方を選択し、個性や能力により評価及び処遇される社会の実現を強く望んでいる。

私たちは、「一人ひとりを尊重し、ともに手をとり行動します」、「生き生きと笑顔あふれる大崎をつくり出す」と謳う大崎市民憲章を制定した。この市民憲章に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画に取り組み、それを通じた男女平等社会の実現こそ、大崎市の豊かな未来を創造する礎になるものと確信する。豊饒の大地が育んだ先人の優れた英知を結実させ、すべての人が、その性別にかかわらず一人の人間として大切にされ、一人ひとりが個性豊かに生きることができるよう、そのような大崎市の条例を制定する。